

第10回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時

会場

東京都千代田区神田錦町三丁目28番地
学士会館会議室(2階)

<株主の皆さまへお願いとお知らせ>

- ①新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ②株主総会終了後に開催しておりました株主懇談会につきましては、本年は開催を中止といたします。また、ご来場の株主の皆さまにお渡ししておりましたお土産につきましても、本年はご用意いたしておりません。



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6617/>



Provided by TAKARA Printing

目次

■ 新型コロナウイルス感染拡大防止 に関するお願いとお知らせ	1
■ 第10回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)7名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の 件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名 選任の件	
添付書類	
■ 事業報告	19
■ 連結計算書類	46
■ 計算書類	48
■ 監査報告書	50
■ 第10回定時株主総会会場ご案内図	末尾

株式会社 東光高岳

証券コード: 6617

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願いとお知らせ

1	感染拡大防止の観点から、可能な限り、 <u>本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。</u>
2	株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況等により、 <u>やむなく会場等を変更する場合がございます。</u> その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.tktk.co.jp/) にて、変更後の内容をお知らせいたしますので、株主の皆さまにおかれましては、当日ご来場いただく場合でも、 <u>事前に、当社ウェブサイト</u> を必ずご確認くださいませようようお願い申し上げます。
3	株主総会終了後に開催しておりました <u>株主懇談会につきましては、本年は開催を中止いたします。</u> また、ご来場の株主の皆さまにお渡ししておりました <u>お土産につきましても、本年はご用意いたしておりません。</u>
4	会場入口付近で検温をさせていただき、 <u>発熱があると認められる方、体調不良があると認められる方、海外から帰国されてから政府等が要請している隔離期間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。</u> なお、 <u>海外から帰国されてから所定の隔離期間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。</u>
5	会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、 <u>マスクの着用をお願い申し上げます。</u>
6	株主総会運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
7	本総会においては、 <u>感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。</u> 株主様におかれましても、 <u>事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。</u>

(証券コード 6617)
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社 東光高岳
代表取締役社長 一ノ瀬 貴士

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施して開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、可能な限り、**本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。**

書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただく際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。4ページから5ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所	東京都千代田区神田錦町三丁目28番地 学士会館会議室（2階）
3. 目的事項 報告事項	第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金の配当の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

(お願い)

当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

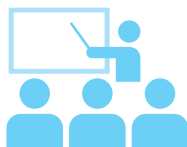
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tktk.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
(2) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 (3) 連結計算書類の連結注記表
(4) 計算書類の株主資本等変動計算書 (5) 計算書類の個別注記表

◎修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<https://www.tktk.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



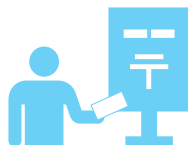
株主総会開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）

なお、株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

書面にて行使いただく場合



行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネットにて行使いただく場合



行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://www.web54.net>

▶ インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

■ 議決権行使のお取扱いについて

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって議決権を複数回数行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について

0120-652-031 (9:00~21:00)

その他の
ご照会

0120-782-031 (平日9:00~17:00)

インターネット等による議決権行使のご案内

1 QRコードを読み取る方法「スマート行使」

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。



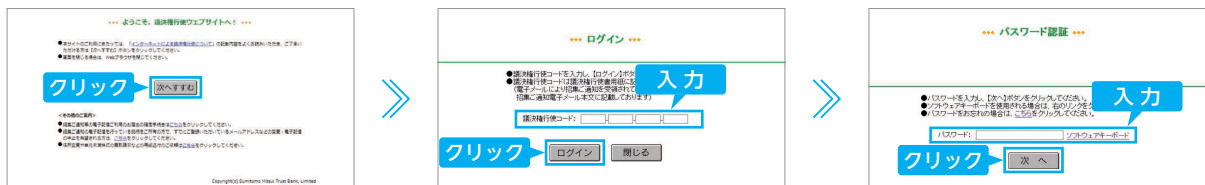
「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

2 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://www.web54.net>

「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。



- 1 パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- 2 パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- 3 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、安定的な配当の実施が株主各位のご期待に応える基本と認識しており、財務体質の強化など経営基盤の安定確保に努めながら、継続的な配当を実施することとしております。

当期の配当につきましては、業績の状況、経営環境などを勘案し、次の通りといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は405,417,000円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

- (注) 1. 会社法第453条に基づき、配当金総額は、発行済株式総数から自己株式59,625株を除いて算出しております。
2. 年間配当金は、中間配当金1株につき25円と合わせ1株につき50円、配当金総額は中間配当金総額405,423,100円と合わせ810,840,100円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 15 条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 1 条～第 15 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 17 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 17 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第16条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次の通りであります。

(五十音順)

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 一ノ瀬 貴 士 いちのせ たか し	代表取締役社長 CKO (Chief Kaizen Officer)
2	再任 植 村 明 うえ むら あきら	社外 独立 取締役
3	再任 金 子 禎 則 かね こ よし のり	社外 取締役
4	新任 武 谷 典 昭 たけ たに のり あき	社外 取締役監査等委員
5	再任 三 島 康 博 み しま やす ひろ	社外 独立 取締役
6	新任 水 本 州 彦 みず もと くに ひこ	常務執行役員電力プラント事業本部長
7	再任 若 山 達 也 わか やま たつ や	取締役常務執行役員経営企画部長 生産拠点再編 担当



1 いちのせ たかし 一ノ瀬 貴士 (1962年9月27日生)

再任

■ 略歴及び地位

- 2011年 9 月 東京電力株式会社東京支店渋谷支社長
- 2014年 6 月 東電タウンプランニング株式会社代表取締役社長（東京電力株式会社より出向）
- 2017年 6 月 東京電力ホールディングス株式会社内部監査室長
- 2018年 4 月 同社執行役員内部監査室長
- 2019年 4 月 同社執行役員稼ぐ力創造ユニット組織・労務人事室長
- 2021年 4 月 当社常務執行役員
- 2021年 6 月 当社代表取締役社長（現在に至る）
東光東芝メーターシステムズ株式会社代表取締役会長（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

東光東芝メーターシステムズ株式会社代表取締役会長

■ 当社における担当

C K O (Chief Kaizen Officer) *
*C K Oは、当社D Xカイゼン推進本部の業務を含む全社的なカイゼンの推進に関する業務を担当しております。

■ 所有する当社普通株式の数
100株

■ その他株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
1,900株

■ 取締役候補者とした理由

一ノ瀬貴士氏は、東電タウンプランニング株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しており、また、東京電力ホールディングス株式会社の執行役員を歴任するなど、電力業界に関する高い専門性を有することから、強いリーダーシップで「東光高岳グループ2030VISION & 2023中期経営計画」を推進する適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



2 う え む ら あ き ら 植村 明 (1954年9月19日生)

再任 社外 独立

■ 略歴及び地位

- 2008年 4 月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社（現 株式会社日立ソリューションズ）執行役産業システム事業部長
- 2009年 4 月 同社執行役通信・産業システム事業部長
- 2010年 4 月 日本証券テクノロジー株式会社副社長執行役員
- 2010年 5 月 同社代表取締役社長
- 2019年 6 月 同社顧問
- 2020年 6 月 当社取締役（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
200株

■ その他株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

植村明氏は、日本証券テクノロジー株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、IT業界に関する高い専門性、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門性等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

**3****金子 禎則**

(1963年5月17日生)

再任 社外**■ 略歴及び地位**

2011年10月 東京電力株式会社埼玉支店設備部長
 2013年7月 同社多摩支店武蔵野支社長
 2015年7月 同社パワーグリッド・カンパニー経営企画室長兼経営企画ユニット企画室
 2016年4月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役副社長経営改革担当兼経営企画室長
 2016年6月 同社取締役副社長 経営改革担当
 2017年6月 東京電力ホールディングス株式会社取締役指名委員会委員
 東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長（現在に至る）
 当社取締役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長

■ 所有する当社普通株式の数
100株**■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数**
一株**■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

金子禎則氏は、東京電力パワーグリッド株式会社の代表取締役社長であり、電力業界に関する高い専門性、海外における事業展開も含めた企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門性等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

**4****武谷 典昭**

(1959年10月13日生)

新任 社外**■ 略歴及び地位**

2011年7月 東京電力株式会社グループ事業部
 2013年6月 同社経理部長
 当社監査役
 株式会社高岳製作所監査役
 東光電気株式会社監査役
 2015年6月 東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）常務執行役グループ事業担当
 2016年4月 同社常務執行役経営企画ユニット経理室長
 2016年6月 同社常務執行役
 2017年6月 同社取締役監査委員会委員
 当社監査役
 2019年6月 東電設計株式会社取締役会長（現在に至る）
 2020年6月 当社取締役監査等委員（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

東電設計株式会社取締役会長

■ 所有する当社普通株式の数
7,400株**■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数**
一株**■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

武谷典昭氏は、東電設計株式会社の取締役会長であり、電力業界に関する高い専門性、海外における事業展開も含めた企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門性等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。



5

みしま やすひろ
三島 康博

(1950年10月11日生)

再任 社外 独立

■ 略歴及び地位

1999年 1月 トヨタ自動車株式会社堤工場成形部部長
 2002年 1月 タイ国トヨタ自動車株式会社上級副社長
 2009年 5月 フタバ産業株式会社常勤顧問
 2009年 6月 同社代表取締役社長
 2016年 6月 同社顧問
 当社取締役（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
2,300株■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三島康博氏は、フタバ産業株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、海外における事業展開も含めた製造業の企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の経験等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。



6

みずもと くにひこ
水本 州彦

(1961年11月22日生)

新任

■ 略歴及び地位

1986年 4月 東光電気株式会社入社
 2013年 6月 同社理事環境ソリューション事業本部長兼経営統合準備室
 2014年 4月 当社執行役員エネルギーソリューション事業本部副本部長
 2015年 6月 当社執行役員エネルギーソリューション事業本部長
 2017年 6月 当社常務執行役員エネルギーソリューション事業本部長
 2018年 6月 当社取締役常務執行役員電力機器事業本部長
 2020年 6月 当社常務執行役員電力機器事業本部長
 2021年 6月 当社常務執行役員電力プラント事業本部長（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
914株■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
4,800株

■ 取締役候補者とした理由

水本州彦氏は、長きにわたりエネルギーソリューション事業をはじめとした全ての事業分野に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書



7 わか やま たつ や 若山 達也 (1961年8月25日生)

再任

■ 略歴及び地位

1986年 4月	株式会社高岳製作所入社
2014年 4月	当社九州支社長兼同社会インフラ営業グループマネージャー
2015年 6月	当社中部支社長
2017年 6月	当社経営企画部長
2018年 6月	当社執行役員経営企画部長
2020年 6月	当社常務執行役員経営企画部長
2021年 6月	当社取締役常務執行役員経営企画部長（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
4,083株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
3,500株

■ 当社における担当
生産拠点再編 担当

■ 取締役候補者とした理由

若山達也氏は、支社長としての第一線の営業現場での経験に加え、経営企画部門の分野に精通した豊富な経験・幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者 一ノ瀬貴士氏は、当社子会社の東光東芝メーターシステムズ株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社との間に機器販売等の取引関係があります。
2. 社外取締役候補者 金子禎則氏は、2016年4月から現在まで当社の特定関係事業者である東京電力パワーグリッド株式会社の業務執行者（現在は代表取締役社長）であり、当社は同社との間に電力設備・機器販売等の取引関係があります。また、同氏は、過去に当社子会社の東光東芝メーターシステムズ株式会社の非業務執行取締役であったことがあります。
3. 注記1と2以外の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者 植村明及び三島康博の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
5. 取締役との責任限定契約の締結
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）と損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を当社定款に規定しており、損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
なお、社外取締役候補者 植村明、金子禎則、武谷典昭及び三島康博の4氏は、当社と責任限定契約を締結しており、原案通り各氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の締結
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、原案通り各氏の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期の途中で当該保険契約を更新する予定であります。
当該保険契約の概要等は事業報告39ページをご参照ください。
7. 植村明、金子禎則、武谷典昭及び三島康博の4氏が社外取締役として在任中である2021年度中に当社の一部製品の品質に係る不適切事案が判明し、当該事実とその再発防止策について公表を行いました。4氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。以前から取締役会等においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、当該事実の判明後は、調査チームが行った調査方法の適正性、妥当性について取締役会等において意見表明を行ったほか、各々の経験、知識をもとに、品質におけるガバナンスの強化策について積極的かつ建設的な意見を述べ、再発防止に向けた適切な処置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

(五十音順)

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 黒澤 義則 くろ さわ よし のり	取締役常勤監査等委員
2	再任 高田 裕一郎 たか だ ゆういちろう	社外 独立 取締役監査等委員
3	新任 和田 希志子 わ だ きしこ	社外 独立



1

くろ さわ よし のり
黒澤 義則

(1959年3月8日生)

再任

■ 略歴及び地位

1981年4月 東光電気株式会社入社
 2012年6月 同社取締役埼玉事業所長兼経営統合準備室長代理
 2012年10月 同社取締役埼玉事業所長兼埼玉総務部長兼経営統合準備室長代理
 2013年6月 同社取締役企画部長兼経営統合準備室長代理
 2014年4月 当社常務執行役員経営企画部長
 2015年6月 当社常務執行役員労務人事部長
 2016年6月 当社常勤監査役
 2020年6月 当社取締役常勤監査等委員（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
11,204株■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

黒澤義則氏は、長きにわたり経営企画部門等の分野に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有するとともに、2016年からは当社の常勤監査役を務め、監査全般に関する知見等を有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。



2

たか だ ゆう いち ろう
高田 裕一郎

(1954年8月8日生)

再任

社外

独立

■ 略歴及び地位

2008年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員本店営業本部本店営業第一、第二、第三部担当
 2009年10月 日興コーディアル証券株式会社取締役副社長
 2011年4月 S M B C日興証券株式会社取締役副社長
 2012年4月 さくら情報システム株式会社代表取締役会長
 2016年6月 当社監査役
 2018年6月 芝浦メカトロニクス株式会社取締役（現在に至る）
 2020年6月 当社取締役監査等委員（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
400株■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 重要な兼職の状況

芝浦メカトロニクス株式会社社外取締役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高田裕一郎氏は、さくら情報システム株式会社の代表取締役会長を歴任するなど、企業経営者としての経験と豊富な知見を有するとともに、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の経験等に基づく経営に対する助言・監査・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。



3

和田 希志子

(1971年6月20日生)

新任

社外

独立

■ 略歴及び地位

1996年 4月 弁護士登録 ふじ合同法律事務所入所（現在に至る）
 2015年 7月 東芝プラントシステム株式会社取締役
 2016年 7月 同社指名・報酬委員会委員長
 2021年 3月 株式会社LisB 監査役（現在に至る）
 2021年 4月 第一東京弁護士会副会長
 関東弁護士会連合会常務理事

■ 重要な兼職の状況

ふじ合同法律事務所弁護士

■ 所有する当社普通株式の数
一株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

和田希志子氏は、弁護士としての豊富な経験と法律に関する幅広い知見等をするとともに、東芝プラントシステム株式会社の取締役を歴任するなど、企業経営者としての経験と豊富な知見を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の経験等に基づく経営に対する助言・監査・監督を行っていただくことが期待されるため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 社外取締役候補者 和田希志子氏の戸籍上の氏名は、井上希志子であります。
 3. 社外取締役候補者 高田裕一郎氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ており、社外取締役候補者 和田希志子氏につきましても、原案通り選任された場合は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 取締役との責任限定契約の締結
 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）と損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を当社定款に規定しており、損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
 なお、社外取締役候補者 高田裕一郎氏は、当社と責任限定契約を締結しており、原案通り再任が承認された場合は当該契約を継続し、社外取締役候補者 和田希志子氏につきましても、原案通り選任された場合は同内容の契約を締結する予定であります。
 5. 役員等賠償責任保険契約の締結
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、原案通り各氏の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期の途中で当該保険契約を更新する予定であります。
 当該保険契約の概要等は事業報告39ページをご参照ください。
 6. 高田裕一郎氏が社外取締役として在任中である2021年度中に当社の一部製品の品質に係る不適切事案が判明し、当該事実とその再発防止策について公表を行いました。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんが、以前から取締役会等においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、当該事実の判明後は、調査チームが行った調査方法の適正性、妥当性について取締役会等において意見表明を行ったほか、自身の経験、知識をもとに、品質におけるガバナンスの強化策について積極的かつ建設的な意見を述べ、再発防止に向けた適切な処置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。



たけ たに のり あき
武谷 典昭 (1959年10月13日生)

社外

■ 略歴及び地位

2011年7月	東京電力株式会社グループ事業部
2013年6月	同社経理部長 当社監査役 株式会社高岳製作所監査役 東光電気株式会社監査役
2015年6月	東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）常務執行役グループ事業担当
2016年4月	同社常務執行役経営企画ユニット経理室長
2016年6月	同社常務執行役
2017年6月	同社取締役監査委員会委員 当社監査役
2019年6月	東電設計株式会社取締役会長（現在に至る）
2020年6月	当社取締役監査等委員（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

東電設計株式会社取締役会長

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

武谷典昭氏は、東京電力ホールディングス株式会社の取締役監査委員会委員を歴任するなど、企業経営・監査全般に関する経験と豊富な知見を有するとともに、同社の経理部長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の経験等に基づく経営に対する助言・監査・監督を行っていただくことが期待されるため、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 武谷典昭氏は、第2号議案が原案通り承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合、当該取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。

3. 取締役との責任限定契約の締結

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）と損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を当社定款に規定しており、損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

なお、補欠社外取締役候補者 武谷典昭氏は、当社と責任限定契約を締結しており、同氏が取締役に就任された場合は当該契約を継続する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険契約の締結

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、第2号議案が原案通り承認された場合、武谷典昭氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期の途中で当該保険契約を更新する予定であります。

当該保険契約の概要等は事業報告39ページをご参照ください。

5. 武谷典昭氏が社外取締役として在任中である2021年度中に当社の一部製品の品質に係る不適切事案が判明し、当該事実とその再発防止策について公表を行いました。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。以前から取締役会等においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、当該事実の判明後は、調査チームが行った調査方法の適正性、妥当性について取締役会等において意見表明を行ったほか、自身の経験、知識をもとに、品質におけるガバナンスの強化策について積極的かつ建設的な意見を述べ、再発防止に向けた適切な処置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしております。

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験は、次の通りであります。

氏名	企業経営	人事	財務	IT・デジタル	製造・技術・研究開発・品質保証	投資・M & A	営業・マーケティング	グローバル経営	法務
一ノ瀬 貴士	○	○							
若山 達也	○						○		
水本 州彦	○				○	○			
金子 禎則	○							○	
武谷 典昭	○		○			○		○	
三島 康博	○				○			○	
植村 明	○			○					
黒澤 義則	○	○			○			○	
高田 裕一郎	○		○						
和田 希志子	○								○

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2021年8月27日、2021年9月8日及び2021年10月29日に公表したガス絶縁開閉装置と自動開閉器用遠方制御器の不適切事案、また、これに伴うISO9001認証の一時停止(2022年1月6日付で解除)に関しましては、お客様・株主・関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

不適切事案判明後、実施しておりました総点検調査は、2022年5月24日に全ての調査を完了いたしました。この調査においては、新たな同種事案は確認されませんでした。

当社は、2021年10月29日に公表した再発防止策の「QMS (品質マネジメントシステム)」、「人財育成」、「コミュニケーション」、「意識・風土」の4つの面から改革を引き続き全社をあげて行い、お客様からの信頼回復に努めてまいります。

この取り組みを更に推進するために2022年4月より、社長を責任者とする「経営改革TF (タスクフォース)」を組成いたしました。「安全・品質が強み」「顧客志向で常に挑戦し続ける」会社へ再生するための経営改革を実行してまいります。

次に、当社グループを取り巻く状況ですが、最大の取引先である電力業界においては、燃料価格の高騰、国内需要の減少傾向の継続、業界内での分野・地域を超えた競争の激化、新型コロナウイルスの影響など厳しさが一層増しており、生産性向上と徹底的なコスト削減が各社で進められております。一方、脱炭素社会の実現に向けては、日本政府が2050年カーボンニュートラル宣言をしたことにより、国内では再生可能エネルギーを含めた分散型エネルギー関連設備の更なる普及や、電気自動車向け急速充電器需要が立ち上がりつつあります。

当社グループは、2021年4月に「2030VISION&2023中期経営計画」を策定いたしました。「コア事業の深化・変革」、「事業基盤の構造転換」、「2030将来像開拓への挑戦」の3つの基本方針のもと、2030VISION達成に向けて、既存事業の変革と新規事業の開拓を同時に行う両利きの経営をスタートさせております。

目標達成に向けた主な取り組みとしては、2021年5月に新たに「EVインフラ事業推進プロジェクト」、「PPP/PFI推進プロジェクト」、「海外アライアンス推進プロジェクト」の3つを社長直轄プロジェクトとして組成するなど新たな事業ポートフォリオを支える新領域の開拓に向けた取り組みを加速させ、2021年12月に「事業ポートフォリオ基本方針」を策定・公表いたしました。

また、2021年9月に「東光高岳デジタルトランスフォーメーション戦略 (TKTK-DX)」を策定・公表し、2022年1月に経済産業省が定める「DX認定事業者」に選定されました。グループ一体となって、生産性向上とデジタル化をより強力に推進するとともに、最新のデジタル技術やデータを駆使してイノベーションの創出にグループ大で取り組んでおります。

更に、当社は、2050年カーボンニュートラルを目指し、「2014年度比CO₂ 46%減」及

び「エネルギー原単位年1%削減」を2030年度までの当初目標として設定しました（なお、CO₂排出量の削減に関する政府目標は2013年度比46%減の設定となっておりますが、当該年度は当社が持株会社の時期であり、当該持株会社が直接保有する2つの事業会社を吸収合併し、完全統合した2014年を基準年として設定しております）。

サステナブル社会への貢献に向けては、2021年12月に東光高岳グループの企業行動憲章の実践を軸とする「サステナビリティ基本方針」を策定し、取り組み状況と合わせて公表いたしました。

当連結会計年度におけるその他の状況として、資材調達関係では、銅素材など原材料価格の値上がりにより一部製品の収支に影響がございましたが、売価の改定に取り組んでおります。また、半導体不足による関連部品の調達リスクに対しては、影響を最小化すべく、調達先の拡大・代替品探索等の対応に注力いたしました。

また、2021年10月1日に当社が所有する技術とユークエスト株式会社が長年培ってきた組み込みソフトウェア技術を融合し、新たな領域を開拓することを目的にユークエスト株式会社を吸収合併いたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、前年度において新型コロナウイルス感染症の影響を受けた海外工事物件の回復、小型変圧器等の増加、半導体の需要増に伴う三次元検査装置の受注増があったものの、国内の工場向けプラント物件、スマートメーター等の減少により、91,936百万円（前年同期比0.0%減）となりました。

利益面では、原材料価格の値上がりや不適切事案の対象製品の点検対応での費用計上もありましたが、スマートメーター事業における固定費の削減、半導体の需要増に伴う三次元検査装置の受注増に加え、全社的カイゼン活動、デジタル化及び調達改革の進展により、営業利益4,625百万円（前年同期比36.8%増）、経常利益4,172百万円（前年同期比22.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,279百万円（前年同期比132.8%増）といずれも増益となりました。

なお、当連結会計年度の利益については、会社設立以来最高益となっております。また、売上高・利益については、中期経営計画における2023年度の目標値を前倒しで超過達成となったため、同目標値の上方修正（売上高95,000百万円、営業利益5,000百万円、親会社株主に帰属する当期純利益3,500百万円）を行い、2022年4月27日に開示しております。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

【電力機器事業】

当事業は、主に受変電・配電用機器、監視制御システム・制御機器等の製造販売及び据付工事を行っております。

当事業の業績は、国内の工場向けプラント物件が減少したものの、国内の再エネ向けプラント物件、海外の工事物件、小型変圧器等の増加により、セグメント全体の売上高は57,664百万円（前年同期比9.5%増）と増加し、セグメント利益につきましても、6,355百万円（前年同期比7.0%増）と増益になりました。

【計量事業】

当事業は、主に変成器・各種計器の製造販売、計器失効替工事等の請負等を行っております。

当事業の業績は、スマートメーターの減少及び前年度まで電力量計の失効替工事の売上高に含まれていた有償支給取引を会計基準の変更により売上高から除外したため、セグメント全体の売上高は24,247百万円（前年同期比20.1%減）となりましたが、セグメント利益につきましても、スマートメーター事業における固定費の削減により、1,721百万円（前年同期比35.2%増）と増益となりました。

【エネルギーソリューション事業】

当事業は、主にエネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、組込みソフトウェア等の製造販売を行っております。

当事業の業績は、EMS（エネルギーマネジメントシステム）関連が減少したものの、充電インフラが増加したことにより、セグメント全体の売上高は2,768百万円（前年同期比12.7%増）と増加し、セグメント損失につきましても、不具合対策費用の減少などにより119百万円（前年同期はセグメント損失318百万円）と赤字幅が縮小しました。

【情報・光応用検査機器事業】

当事業は、主に三次元検査装置、シンククライアントシステム等の製造販売を行っております。

当事業の業績は、半導体の需要増に伴う三次元検査装置の受注増により、セグメント全体の売上高は4,805百万円（前年同期比9.0%増）と増加し、セグメント利益につきましても532百万円（前年同期はセグメント損失21百万円）となりました。

【その他の事業】

その他の事業として、賃貸ビル等の不動産賃貸事業、スマートグリッド事業、PPP/PFI事業等を行っております。

その他の事業の業績は、スマートグリッド事業の増加によりセグメント全体の売上高は2,450百万円（前年同期比19.9%増）と増加しましたが、セグメント利益につきましても、研究開発費などの増加により660百万円（前年同期比4.1%減）と減益となりました。

(2) 設備投資の状況

手動開閉器のモデルチェンジ設備導入並びにデジタル化推進展開等により、全体で1,635百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、経常的な運転資金及び投資に関する資金を金融機関からの借入金にて調達しておりますが、特筆すべき重要な事項はありません。

(4) 吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は連結子会社であるユークエスト株式会社を2021年10月1日に吸収合併し、同社の権利義務を承継いたしました。

(5) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、「お客さまと共に新たな価値を創造します」、「ものづくりを究めます」、「限りない変革への挑戦を続けます」を企業理念とし、お客さまの信頼と、技術への情熱を大切に、新たな可能性に挑み続ける企業づくりを目指しております。電力ネットワークをトータルにサポートする企業として、これまでの電力流通システムのモノ売りから、エネルギー利用の高度化・多様化に対応した事業で、「サステナブル社会」に貢献してまいります。

②対処すべき課題

脱炭素化、分散化、デジタル化など電力エネルギー事業を取り巻く環境が急速に変化する中、地球温暖化防止への意識の高まりを受けて、再生可能エネルギー利用や電気自動車が急速に普及しております。また、自然災害の激甚化に伴う防災、電力供給のレジリエンスに関する社会的ニーズは一層高まっております。

当社グループは2021年4月にこれらの環境変化に対応していくため「2030VISION & 2023中期経営計画」を策定いたしました。コア事業の基盤再構築による変革と、6つの新領域の事業分野の開拓の両利きの経営により、総合エネルギー事業プロバイダーを目指した取り組みに注力しております。

また、2021年12月には「サステナビリティ基本方針」及び「事業ポートフォリオ基本方針」を策定し、両方針に基づいた事業展開・企業運営を推進しております。

引き続き「2030VISION & 2023中期経営計画」で掲げた「コア事業の深化・変革」、「事業基盤の構造転換」、「2030将来像開拓への挑戦」の基本方針のもとサステナブル社会への貢献と企業価値の向上に取り組んでまいります。

■サステナビリティ基本方針

東光高岳グループは、企業理念の実践を通して二つの使命を果たし、エネルギーの未来を切り拓いていきます。

▶変わらぬ使命：

電力の安定供給や効率的な利用を支える機器・システムの提供を通して、豊かで快適な暮らしや社会経済活動の発展に貢献する。

▶新たな使命：

カーボンニュートラル、地域の防災・レジリエンス強化等の新たな社会的課題に対するソリューションを創造し、持続可能な社会の実現に貢献する。

当社は、この使命を果たしつつ、社会とともに持続的な成長を遂げることを目的として策定した「東光高岳グループ企業行動憲章」の実践をサステナビリティの基本方針とします。

※東光高岳グループ企業行動憲章は、以下の通りです。

<https://www.tktk.co.jp/company/charter/>

東光高岳グループ企業行動憲章の主な実践手段	
①法令、社会秩序の遵守	コンプライアンスへの取り組み（企業倫理委員会と企業倫理相談窓口等）法務部の設置
②環境保全	環境への取り組み（環境理念・方針、環境管理体制、環境保全活動の概要等） EV普及を後押しする充電インフラ整備に関する製品・サービスの開発・提供 環境負荷の小さい機器の製品提供（植物油変圧器、SF6レス多回路開閉器） CO2フリーの水素社会構築を目指したP2Gシステム実証事業への参画
③安全、品質、省エネルギーの確保	安全衛生への取り組み（安全衛生目標、災害の連鎖を断ち切るための施策等） 品質管理への取り組み（品質保証体制、品質情報データベース等） 電力の安定供給と効率的利用に貢献する製品・サービスの提供 ビル・工場・病院などの施設全体のエネルギーを最適化する製品・サービスの提供 BCP・レジリエンス強化施策であるオフグリッド・セミオフグリッド実証事業への参画 電気・ガス・水道のスマートメーター化に伴う新たな価値・サービスの開発・提供
④公正な取引	資材調達による調達方針（公平、公正、相互発展、機密保持等）の開示と実践
⑤コミュニケーションの確保、地域との協調	地域防災への貢献（防災協定締結） 地域住民への貢献と交流（清掃活動等）
⑥人格、個性の尊重と活発な企業風土づくり	ダイバーシティの推進、人財育成、働き方改革等
⑦トップの対応	経営トップによる本憲章の実現に向けた率先垂範行動（社長メッセージの定期的な発信、現場訪問と意見交換会の実施）

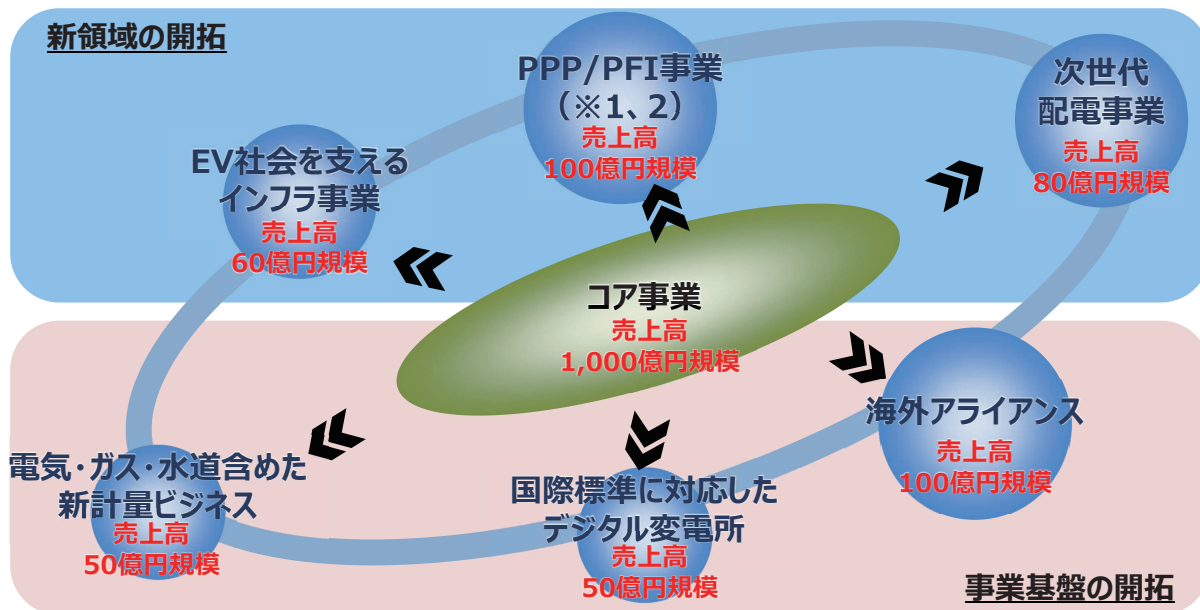
（黒はリスク低減サイド、青は収益機会サイドとなります。）

※具体的な取組みにつきましては、東光高岳レポートに記載しております。

<https://www.tktk.co.jp/csr/report/>

■事業ポートフォリオ基本方針

- ▶ 東光高岳グループは、従来のモノ売りからコト売りへ、そして電力の 카테고리を超える「総合エネルギー事業プロバイダー」を目指します。
- ▶ この実現に向け、お客さま起点で「創って、作って、売る」の基本戦略を実行し、既存事業の磨き込みと構造改革を加速することで創出したリソースを新規事業へ投資します。
- ▶ 当社が掲げる、右手では既存事業の「変革」、左手では新規事業の「開拓」を同時に行う両利きの経営を確実に実行できるよう、事業の羅針盤である事業ポートフォリオについては定期的に見直しをしていきます。



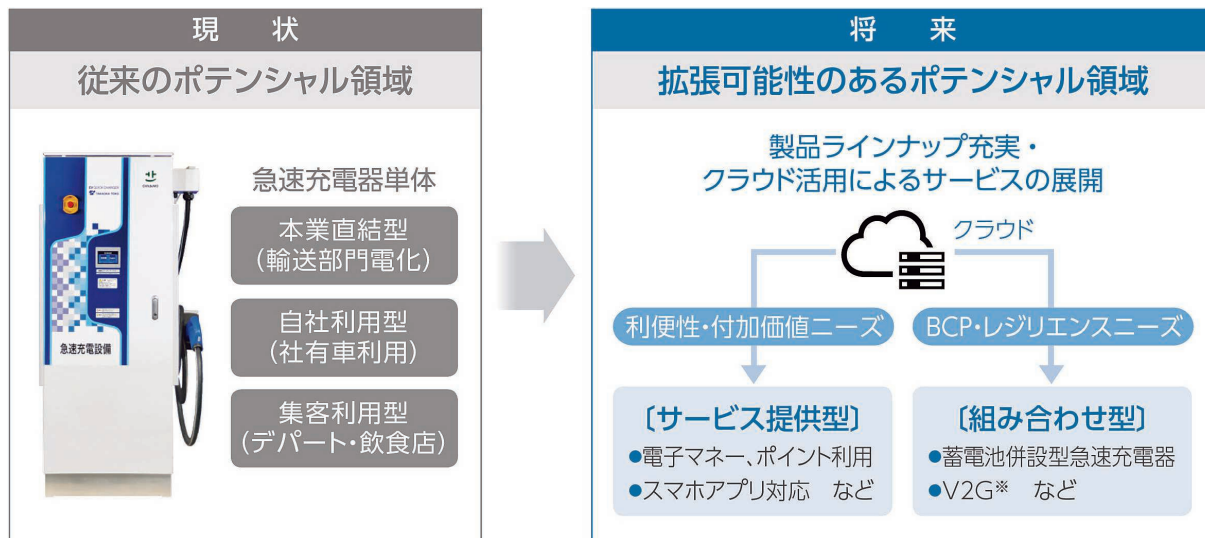
(※1) Public Private Partnershipの略称。公民連携により、民間の多種多様なノウハウ・技術を活用して行政サービスの向上や財政資金の効率的使用などを図る概念。

(※2) Private Finance Initiativeの略称。公共施設の建設や維持管理・運営等を、民間の資金や経営能力・技術的能力を活用して行う手法。

■総合エネルギー事業者プロバイダーに向けた6つの「事業領域」の開拓

【事業領域1】EV社会を支えるインフラ事業

EV用急速充電器市場において、現在当社は国内シェア第1位（40%）ですが、今後の市場形成・活性化を見据え、製品ラインナップの拡充に加え、顧客利便性の向上や保守・メンテナンスの効率化を図ります。2021年度については、新商品として集合住宅向け充電システム用コントローラー「WeCharge HUB（ウィーチャージハブ）」や大容量急速充電器（1基で2台の電気自動車に同時充電可能）の販売を開始しております。今後も新サービスの展開などによりトップシェアを維持しつつ、EV社会の実現に貢献します。



(※) V2G : Vehicle to Gridの略。電気自動車の蓄電池に蓄積されている電力エネルギーを「スマートグリッド」と呼ばれる次世代電力網に送電すること。

【事業領域2】 PPP/PFI事業

当社はスタジアム等の照明設備・電光掲示板の設備更新に関する公募型プロポーザル方式の入札・受注の実績を重ね、プロジェクトマネジメントのノウハウを磨いてきました。2021年度については、当社がプロポーザル代表企業を務める蕪崎市公共施設一括LED化事業が竣工しております。将来はさらなる商材拡充によりPPP/PFIによる大規模複合案件にも進出し、事業領域を拡大します。

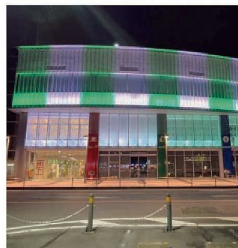
現 状

公募型プロポーザル方式への参画

老朽化したアリーナやスタジアム等の照明設備等を従来の更新費用よりも安価に実現。



アリーナ照明・電光掲示
(苫小牧市)



公共施設照明
(蕪崎市)



蕪崎平和観音像
の演出風景

将 来

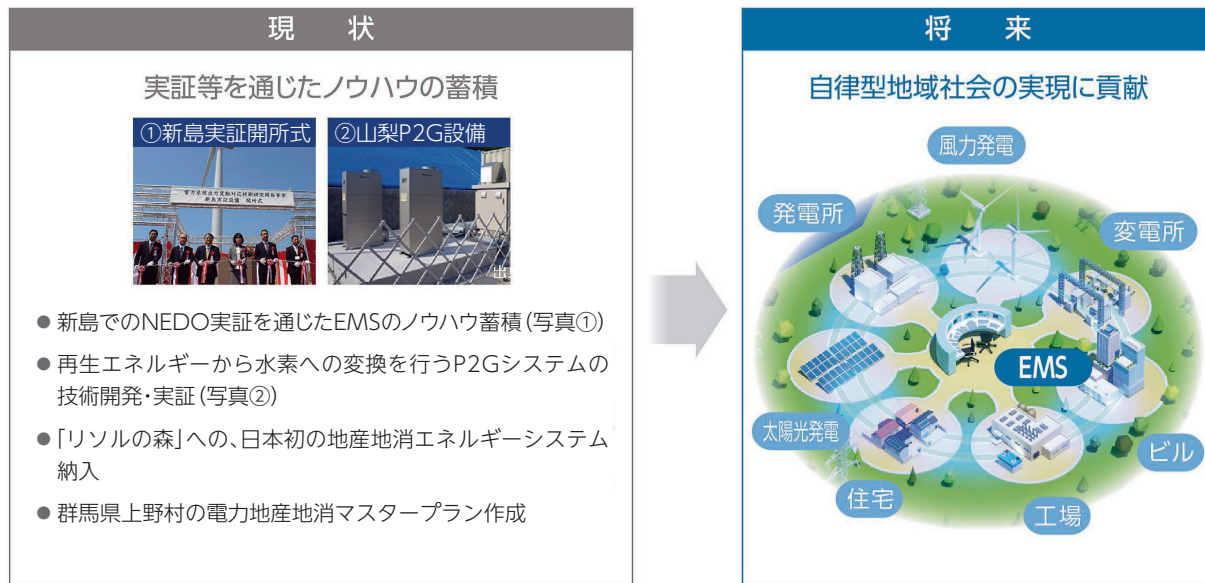
PPP/PFI 事業への進出

さらなる商材拡充により、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用したPPP/PFIによる大規模複合案件にも進出し領域を拡大。



【事業領域3】次世代配電事業

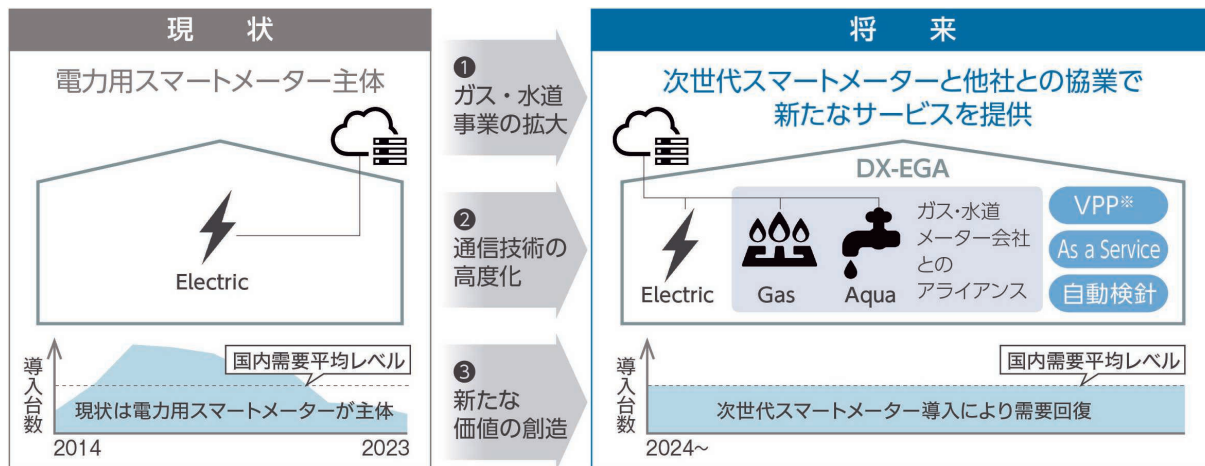
当社は、これまで島嶼（とうしょ）、オフグリッド（※1）、セミオフグリッド（※2）、P2G（※3）等の実証事業に参画し、EMS（※4）技術の向上に取り組んできました。2021年度については、当社が地産地消エネルギーシステムを納入した「リソルの森」（千葉県長生郡）が、地産地消モデルとしての独創性を評価され、新エネルギー財団の「新エネルギー財団会長賞」を受賞しました。自律型地域エネルギー事業の市場拡大が見込まれる中、今後はDAS（※5）/DERMS（※6）技術を活かした次世代配電事業を展開します。



- (※1) オフグリッド：施設などが電力会社の送電網を利用せず、電力を自給自足している状態のこと。
- (※2) セミオフグリッド：電力会社の送電網と自家発電の双方を利用できる状態のこと。
- (※3) P2G：Power to Gasの略。余剰電力を水素に変換して貯蔵・利用すること。
- (※4) EMS：Energy Management Systemの略。電力使用量の可視化、節電のための機器の制御、再生可能エネルギーや蓄電池の制御などを行うシステム。
- (※5) DAS：Distribution Automation Systemの略。配電自動化システムのこと。
- (※6) DERMS：Distributed Energy Resource Management Systemsの略。分散型電源を統合する管理システムのこと。

【事業領域4】電気・ガス・水道含めた新計量ビジネス

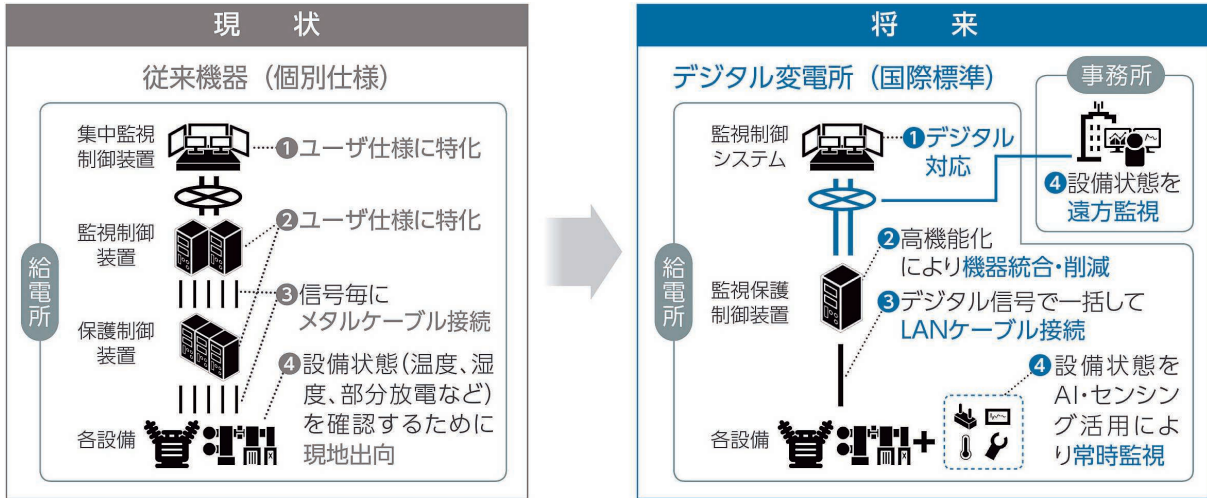
電気の次世代スマートメーターの導入に加え、ガス・水道のスマートメーター化に伴う新たな価値・サービスを提供します。2021年3月、当社グループはアズビル株式会社と新たな事業コンセプト「DX-EGA」で協業することを発表しました。当該コンセプトに基づく事業化の準備を進めておりますが、現在進行中の案件としては、株式会社三井住友銀行のCO2排出量算定・削減支援クラウドサービス「Sustana（サスタナ）」の共同開発に参加しております。



(※) VPP：Virtual Power Plantの略。点在する小規模な再エネ発電や蓄電池、燃料電池等の設備と、電力の需要を管理するネットワークシステムを、一つの発電所であるかのように、まとめて制御すること。

【事業領域5】 国際標準に対応したデジタル変電所

変電所の監視・計測・制御のデジタル化、及び電力設備へのセンサ搭載による常時監視・AI診断により、変電所の保守省力化・施工省力化・運転高度化を実現します。海外企業との協業によるSAS（※1）/SCADA（※2）、国際標準対応などを通じて、海外展開も視野に入れていきます。

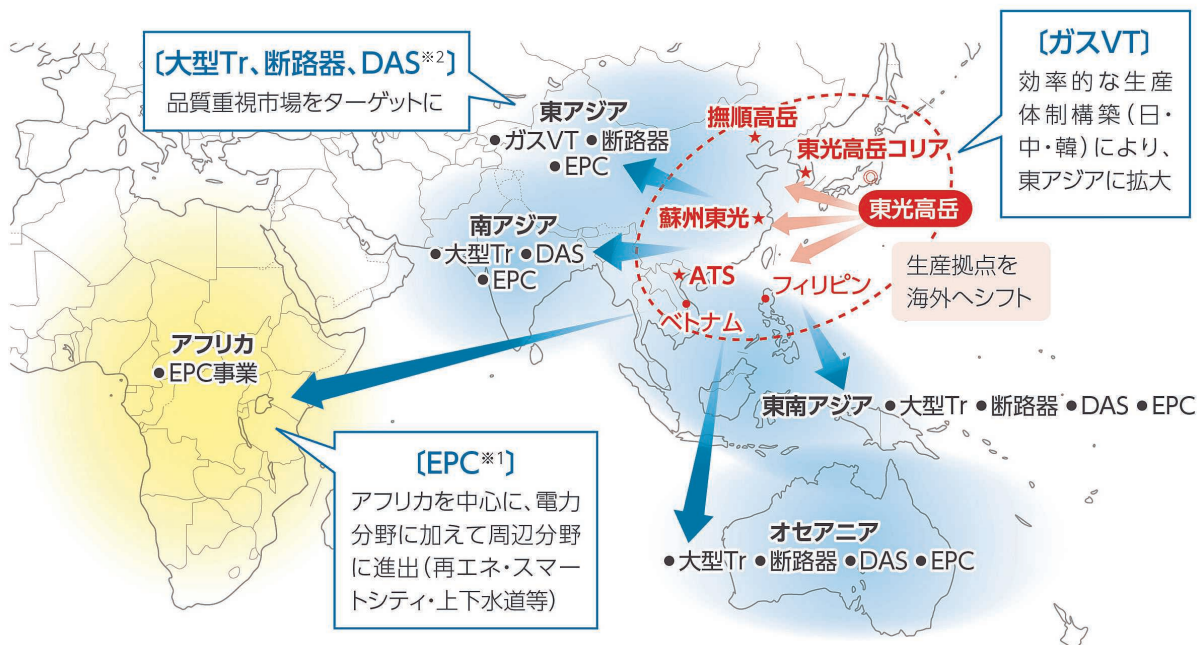


(※1) SAS : Substation Automation Systemの略。デジタル変電所自動化システムのこと。

(※2) SCADA : Supervisory Control And Data Acquisitionの略。製造や産業の現場で、集中監視とプロセス制御を行うシステムのこと。

【事業領域6】 海外アライアンス

海外EPC（※1）（ODA案件）が主体で売上高が1割未満だった海外事業を再編成。2030年に向けて、事業売上高1割以上を目指します。海外生産拠点の新規構築・既存拠点拡大等によるOut-In、Out-Outの販売展開や、EPC事業の深化、領域拡大をさらに推進します。



（※1） EPC：設計（Engineering）、調達（Procurement）、建設（Construction）を含む、プロジェクトの建設工事請負契約のこと。

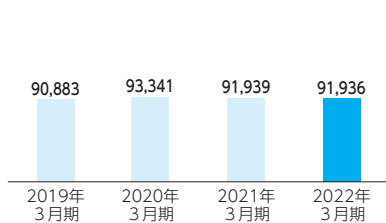
（※2） DAS：Distribution Automation Systemsの略。配電系統の状態監視とそれに基づく制御により、事故時の早期復旧を実現するシステムのこと。

(6) 財産及び損益の状況

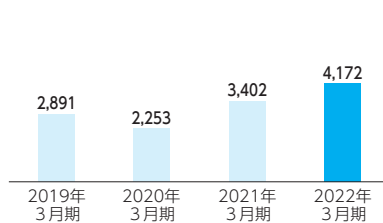
	第 7 期 2019年 3 月期	第 8 期 2020年 3 月期	第 9 期 2021年 3 月期	第 10 期 (当連結会計年度) 2022年 3 月期
売上高 (百万円)	90,883	93,341	91,939	91,936
経常利益 (百万円)	2,891	2,253	3,402	4,172
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,031	843	1,408	3,279
1株当たり当期純利益 (円)	63.96	52.28	87.29	203.17
総資産 (百万円)	99,222	100,592	101,015	100,242

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

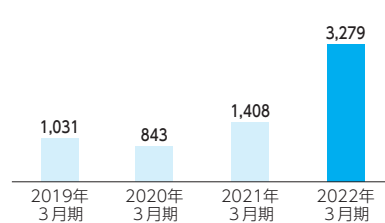
■ 売上高 (単位: 百万円)



■ 経常利益 (単位: 百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
タカオカエンジニアリング株式会社	310百万円	100.0%	電気工事・電気通信工事施工
タカオカ化成工業株式会社	50百万円	100.0%	高分子応用電気製品・部品の製造販売
東光器材株式会社	10百万円	100.0%	電気機器類の製造修理
ワットラインサービス株式会社	30百万円	100.0%	運送、物流管理、特高変成器・電力メーター設置工事
蘇州東光優技電気有限公司	5,520千米ドル	74.3%	各種変成器の製造販売
東光東芝メーターシステムズ株式会社	100百万円	51.0%	計器の開発及び製造販売
株式会社ミントウェーブ	50百万円	100.0%	シンクライアントシステムの製造販売、コンピュータソフトウェアの開発受託

(注) 連結子会社は上記の7社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

セグメント区分	主 要 な 事 業 内 容
電 力 機 器 事 業	変圧器、開閉装置、開閉器、監視制御システム、配電用制御機器、セキュリティ監視・制御装置、伝送システム機器等の製造販売、電気設備工事、空調設備工事の請負等
計 量 事 業	変成器・各種計器の製造販売、計器失効替工事等の請負等
エネルギーソリューション事業	エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、組込みソフトウェア等の製造販売
情報・光応用検査機器事業	三次元検査装置、シンクライアントシステム等の製造販売
その他の事業	賃貸ビル等の不動産賃貸、スマートグリッド事業、PPP/PFI事業等

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

(9) 主要な拠点等

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
支 社	東北（宮城県仙台市） 中部（愛知県名古屋市） 関西（大阪府大阪市） 九州（福岡県福岡市）
営 業 所	北関東（栃木県小山市） 横浜（神奈川県横浜市） 新潟（新潟県新潟市） 埼玉（埼玉県蓮田市） 北海道（北海道札幌市） 中国（広島県広島市） 四国（香川県高松市）
事 業 所	小山（栃木県小山市） 蓮田（埼玉県蓮田市） 上野（東京都台東区） 浜松（静岡県浜松市） 名古屋（愛知県あま市）
海外駐在員事務所	フィリピン駐在員事務所（フィリピン共和国 マニラ首都圏 マカティ市） ハノイ駐在員事務所（ベトナム社会主義共和国 ハノイ市）

② 子会社

会 社 名	所 在 地
タカオカエンジニアリング株式会社	東京都千代田区
タカオカ化成工業株式会社	愛知県あま市
東光器材株式会社	埼玉県蓮田市
ワットラインサービス株式会社	埼玉県蓮田市
蘇州東光優技電気有限公司	中華人民共和国江蘇省蘇州市
東光東芝メーターシステムズ株式会社	埼玉県蓮田市
株式会社ミントウェーブ	東京都新宿区

(10) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,592名	47名減

(11) 主要な借入先

借入先	借入金額
株式会社三井住友銀行	868百万円
株式会社みずほ銀行	805百万円
株式会社りそな銀行	482百万円
株式会社三菱UFJ銀行	385百万円
三井住友信託銀行株式会社	228百万円
株式会社常陽銀行	228百万円

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,216,680株
(自己株式59,625株を除く。)
- (3) 株主数 14,507名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東京電力パワーグリッド株式会社	5,671,260株	34.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,428,600株	8.80%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	393,100株	2.42%
東光高岳従業員持株会	292,516株	1.80%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	213,044株	1.31%
大樹生命保険株式会社	209,700株	1.29%
明治安田生命保険相互会社	200,000株	1.23%
三井住友信託銀行株式会社	178,700株	1.10%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	133,101株	0.82%
東光高岳中部地区協力会社持株会	119,463株	0.73%

(注) 持株比率は、自己株式 (59,625株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社では、3. 会社役員に関する事項 (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等⑤非金銭報酬等の内容の通り、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT = Board Benefit Trust)」(以下、「同制度」という。)を導入しております。

同制度に基づき、当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りであります。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	7,700株	2名

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	一ノ瀬 貴 士	CKO (Chief Kaizen Officer) 東光東芝メーターシステムズ株式会社 代表取締役会長
取締役専務執行役員	藤 井 威 徳	内部監査部、法務部、総務部、労務人事部、 経理部、光応用検査機器事業本部 担当
取締役常務執行役員	若 山 達 也	経営企画部長 生産拠点再編 担当
取 締 役	金 子 禎 則	東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役社長
取 締 役	亀 山 晴 信	亀山総合法律事務所 弁護士 株式会社小森コーポレーション 社外取締役 ソマール株式会社 社外監査役 株式会社やまびこ 社外取締役
取 締 役	三 島 康 博	
取 締 役	植 村 明	
取締役（常勤監査等委員）	黒 澤 義 則	
取締役（監査等委員）	武 谷 典 昭	東電設計株式会社 取締役会長
取締役（監査等委員）	高 田 裕一郎	芝浦メカトロニクス株式会社 社外取締役

- (注) 1.取締役 金子禎則、亀山晴信、三島康博、植村明、武谷典昭及び高田裕一郎の6氏は、社外取締役であります。
 2.当社と東京電力パワーグリッド株式会社との間には電力設備・機器販売等の取引関係があります。
 3.当社と亀山総合法律事務所、株式会社小森コーポレーション、ソマール株式会社、株式会社やまびこ、東電設計株式会社及び芝浦メカトロニクス株式会社との間には特別な関係はありません。
 4.当社は、社外取締役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
 5.当社は、業務執行取締役からの情報収集、重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携により、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、黒澤義則氏を常勤監査等委員として選定しております。

6. 監査等委員 武谷典昭氏は東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）の経理部長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査等委員 高田裕一郎氏は、長きにわたり大手金融機関（株式会社三井住友銀行）に在籍した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 武部俊郎及び西川直志の両氏は2021年6月28日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
9. 監査等委員である社外取締役の員数が法定の員数を欠くこととなる事態に備えて2020年6月29日開催の第8回定時株主総会にて、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役として、亀山晴信氏を選任しております。
10. 取締役 亀山晴信、三島康博、植村明及び高田裕一郎の4氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
11. C.K.Oは、当社DXカイゼン推進本部の業務を含む全社的なカイゼンの推進に関する業務を担当しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員等であります。

当該保険契約は、会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。また、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされる恐れがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約では、被保険者が私的な利益・便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は被保険者が違法であることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等を免責としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下の通りであります。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬については、業績連動報酬以外の報酬である金銭固定報酬と業績連動報酬である金銭変動報酬、株式報酬の3つより構成されております。

各地位群（社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）毎に基準報酬額を定めており、この基準報酬額の約70%を最低保証額として金銭固定報酬としております。

各地位群（社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）のいずれにおいても、報酬構成割合は、金銭固定報酬60%：金銭変動報酬30%：株式報酬10%を目安とします。なお、構成割合は業績等の状況に応じて変動いたします。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については金銭固定報酬としてお

り、職責に応じて決定しております。

当社は、代表取締役（複数の場合は1名を選定）及び独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の算定方法等の見直しに当たっては、予め指名・報酬委員会にて論議のうえ、取締役会による決定の際に指名・報酬委員会の意見を判断の要素としております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第8回定時株主総会（2020年6月29日開催）において、年額180百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議されております。同定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役4名）となります。また、上記報酬額とは別枠で、第9回定時株主総会（2021年6月28日開催）において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）」（以下「同制度」という。）について、報酬等の額を2020年4月に開始した事業年度から3事業年度毎に65百万円、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を10,000ポイント、各対象期間（3事業年度）に信託が取得する当社株式数の上限を30,000株として決議されております。同定時株主総会終結時点の同制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名となります。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、第8回定時株主総会において、年額78百万円以内と決議されております。同定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の配分については、株主総会で決議された報酬年額以内で、取締役会の決議により、当事業年度においては、2021年4月から同年6月までの期間に係る報酬額は武部俊郎氏に、同年7月から2022年3月までの期間に係る報酬額は一ノ瀬貴士氏にその決定権限を委任しております。同配分を決定した日における両氏の地位及び担当は以下の通りであります。

地位：代表取締役社長

担当：CKO (Chief Kaizen Officer)

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているため、両氏に同権限を委任しております。

同権限が両氏によって適切に行使されるように、同配分について両氏より指名・報酬委員会に対して、報酬総額（最大値）の算定結果の報告を行うとともに、各個人の業績評価、配分額について指名・報酬委員会の諮問を受けた上で決定しております。

上記手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④業績連動報酬等に関する事項

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬について、基準報酬額の金銭固定報酬以外の約30%の変動部分を業績連動報酬である金銭変動報酬とし、各事業年度における計画の着実な達成、収益の拡大といった短期インセンティブとなることを目的として、全社業績及び個人業績の結果に応じて増減させる仕組みとしております。

上記目的の達成のため、全社業績部分については、連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として選定しており、当初計画及び前年度に対する業績指標の増減に応じて算出しております。

個人業績部分については、取締役各個人が設定した業績目標に対する業績評価に基づき算出しております。

また、金銭変動報酬以外の業績連動報酬として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」を導入しており、その内容については⑤非金銭報酬等の内容に記載の通りであります。

当事業年度における業績連動報酬等に係る業績指標である連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の実績は以下の通りであります。

連結売上高：91,936百万円

連結営業利益：4,625百万円

親会社株主に帰属する当期純利益：3,279百万円

⑤非金銭報酬等の内容

株式報酬については、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」（以下、「同制度」という。）を導入しております。

同制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、同制度に基づき設定されている信託を「同信託」という。）を通じて取得され、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の退任時に当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が同信託を通じて給付される制度であります。

各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位（役付取締役、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）、対前年比業績指標により算出される係数により定まる数のポイントを付与し、付与されたポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算いたします。

業績指標については連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を選定しており、毎年の付与ポイントが増減することにより、収益の拡大といった短期のインセンティブと、株価上昇を目指す中長期のインセンティブとなることを目的とした制度であります。

当事業年度における同制度に係る業績指標である連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の実績は④業績連動報酬等に関する事項に記載の通りであります。

当事業年度中に取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に交付した株式の数は2。会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載の通りであります。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に交付予定の株式の数は、株主総会参考書類 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件に記載の通りであります。

⑥取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		金銭固定報酬	業績連動報酬等 金銭変動報酬	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	109百万円 (25百万円)	76百万円 (25百万円)	22百万円 (一)	9百万円 (一)	9人 (4人)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	31百万円 (11百万円)	31百万円 (11百万円)	—	—	3人 (2人)

（注）報酬等の種類別の総額のうち非金銭報酬等については、業績連動型株式報酬制度による当事業年度の費用計上額であります。

（4）社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	金子 禎則	当期に開催された取締役会14回全てに出席しております。東京電力パワーグリッド株式会社の代表取締役社長であり、電力業界に関する高い専門性、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営に関する事項などについて、上記の専門性等に基づく発言を行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	亀山 晴信	<p>当期に開催された取締役会14回全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験・法律に関する幅広い知見等を有することから、法的観点に基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、法務・コンプライアンスに関する事項などについて、上記の観点に基づく発言を行っております。</p> <p>また、当期に開催された指名・報酬委員会8回全てに出席しており、役員の指名・報酬に関する事項について、上記の観点に基づく発言を行っております。</p> <p>当期に開催された会計監査人と監査等委員会とのミーティング4回のうち2回に出席しており、会計監査人の適切な評価に向けて、会計上の手続きに関する事項などについて、上記の観点及び他社の社外監査役を務める経験・知見等に基づく発言を行っております。</p>
取締役	三島 康博	<p>当期に開催された取締役会14回全てに出席しております。フタバ産業株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、製造業の企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営に関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>また、当期に開催された指名・報酬委員会8回全てに出席しており、役員の指名・報酬に関する事項について、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>生産性向上と品質改善に向けた取り組みであるカイゼン活動の指導会にも出席しており、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p>
取締役	植村 明	<p>当期に開催された取締役会14回全てに出席しております。日本証券テクノロジー株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、IT業界に関する高い専門性、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営に関する事項などについて、上記の専門性等に基づく発言を行っております。</p> <p>また、当期に開催された指名・報酬委員会8回全てに出席しており、役員の指名・報酬に関する事項について、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p>

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	武谷 典昭	<p>当期に開催された取締役会14回全てに出席し、また、当期に開催された監査等委員会13回全てに出席しております。東京電力ホールディングス株式会社の取締役監査委員会委員を歴任するなど、企業経営・監査全般に関する豊富な経験・幅広い知見等を有し、また、同社の経理部長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監査・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営や財務戦略に関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>また、当期に開催された会計監査人と監査等委員会とのミーティング4回全てに出席しており、会計監査人の適切な評価に向けて、会計上の手続きに関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	高田 裕一郎	<p>当期に開催された取締役会14回全てに出席し、また、当期に開催された監査等委員会13回全てに出席しております。さくら情報システム株式会社の代表取締役会長を歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験・幅広い知見等を有し、また、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監査・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営や財務戦略に関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。2021年12月に指名・報酬委員に就任し、それ以降に開催された指名・報酬委員会2回全てに出席しており、役員の指名・報酬に関する事項について、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>また、当期に開催された会計監査人と監査等委員会とのミーティング4回全てに出席しており、会計監査人の適切な評価に向けて、会計上の手続きに関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p>

(注) 当事業年度中に当社の一部製品の品質に係る不適切事案が判明し、当該事実とその再発防止策について公表を行いました。社外取締役の各氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。以前から取締役会等においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、当該事実の判明後は、調査チームが行った調査方法の適正性、妥当性について取締役会等において意見表明を行ったほか、各々の経験、知識をもとに、品質におけるガバナンスの強化策について積極的かつ建設的な意見を述べ、再発防止に向けた適切な処置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額

49百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

51百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、過年度の会計監査人の職務遂行状況及び監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と監査等委員会が判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案するものとします。

計算書類等

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	59,001	流動負債	25,129
現金及び預金	12,448	支払手形及び買掛金	13,698
受取手形	381	電子記録債権	68
電子記録債権	1,705	短期借入金	2,400
売掛金	19,680	未払金	1,745
契約資産	2,216	未払費用	1,653
商品及び製品	2,092	未払法人税等	333
仕掛品	13,288	契約負債	2,704
原材料及び貯蔵品	5,718	賞与引当金	2,246
その他の他	1,473	そのの他	279
貸倒引当金	△4	固定負債	19,554
固定資産	41,241	長期借入金	2,200
有形固定資産	35,082	長期預り金	792
建物及び構築物	11,453	繰延税金負債	1,330
機械装置及び運搬具	2,263	修繕引当金	1,291
工具、器具及び備品	647	環境対策引当金	198
土地	20,490	製品保証引当金	749
建設仮勘定	227	役員株式給付引当金	111
無形固定資産	1,877	退職給付に係る負債	12,861
ソフトウェア	568	そのの他	18
ソフトウェア仮勘定	5	負債合計	44,683
その他の他	1,302	(純資産の部)	
投資その他の資産	4,281	株主資本	51,226
投資有価証券	1,983	資本剰余金	8,000
長期貸付金	135	資本剰余金	7,408
繰延税金資産	372	利益剰余金	36,035
退職給付に係る資産	942	自己株	△216
その他の他	859	その他の包括利益累計額	226
貸倒引当金	△13	その他有価証券評価差額金	161
資産合計	100,242	繰延ヘッジ損益	42
		為替換算調整勘定	168
		退職給付に係る調整累計額	△146
		非支配株主持分	4,105
		純資産合計	55,558
		負債及び純資産合計	100,242

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

連結損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		91,936
売上原価		71,364
販売費及び一般管理費		20,571
営業外収益		15,946
営業外費用		4,625
受取利息	2	
受取配当金	33	
設備賃借料	77	
電力販売収益	60	
為替差益	65	
その他	61	300
営業外費用		
支払利息	50	
電力販売費用	26	
持分法による投資損失	626	
その他	49	753
経常利益		4,172
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	1	
退職給付制度改定益	124	
抱合せ株式消滅差益	227	
受取損害賠償金	616	970
特別損失		
固定資産廃棄損	45	
子会社株式評価損	16	
事務所移転費用	42	105
税金等調整前当期純利益		5,038
法人税、住民税及び事業税	773	
法人税等調整額	242	1,016
当期純利益		4,021
非支配株主に帰属する当期純利益		742
親会社株主に帰属する当期純利益		3,279

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	43,118
現金及び預金	6,679
受取手形	142
電子記録債権	1,397
売掛金	14,405
契約資産	931
商品及び製品	1,478
仕掛品	11,522
原材料及び貯蔵品	4,979
前払費用	61
短期貸付	690
その他の貸倒引当金	834
	△4
固定資産	43,447
有形固定資産	33,185
建物	9,611
構築物	825
機械及び装置	1,703
車両運搬具	40
工具、器具及び備品	470
土地	20,411
建設仮勘定	121
無形固定資産	1,731
ソフトウェア	428
借地権	1,302
商標	0
その他の無形資産	0
投資その他の資産	8,530
投資有価証券	729
関係会社株式	6,160
関係会社出資金	553
長期貸付	135
前払年金費用	272
その他の貸倒引当金	692
	△13
資産合計	86,566

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	23,594
電子記録債	32
買掛金	8,383
短期借入金	8,100
未払金	784
未払費用	1,044
未払法人税等	237
未払消費税	727
未払契約負債	2,493
預賞与	86
引当金	1,695
その他の引当金	7
固定負債	16,535
長期借入金	2,200
繰延税金負債	792
繰延税金負債	1,263
退職給付引当金	1,291
環境対策引当金	10,241
製品保証引当金	198
役員株式給付引当金	420
その他の引当金	111
	16
負債合計	40,130
(純資産の部)	
株主資本	46,274
資本金	8,000
資本剰余金	19,204
資本準備金	2,000
その他の資本剰余金	17,204
利益剰余金	19,287
その他の利益剰余金	19,287
固定資産圧縮積立金	2,829
繰越利益剰余金	16,457
自己株式	△216
評価・換算差額等	161
その他の有価証券評価差額金	161
純資産合計	46,436
負債及び純資産合計	86,566

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		67,972
売上原価		53,013
売上総利益		14,958
販売費及び一般管理費		11,488
営業利益		3,469
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	234	
設備賃貸料	59	
電力販売収益	60	
その他の	68	
営業外費用		423
支払利息	85	
電力販売費用	26	
寄付金	19	
その他	32	
経常利益		163
特別利益		3,728
固定資産売却益	0	
抱合せ株式消滅差益	150	
退職給付制度改定益	124	
特別損失		274
固定資産廃棄損	37	
事務所移転費用	42	
子会社株式評価損	16	
関係会社株式評価損	847	
子会社債権放棄損	350	
税引前当期純利益		1,294
法人税、住民税及び事業税	637	
法人税等調整額	154	
当期純利益		2,708
		791
		1,917

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社東光高岳
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松島 康治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 勇人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東光高岳の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東光高岳及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社東光高岳
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松島 康治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 勇人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東光高岳の2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、インターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、当社製品において品質管理の不適切事案が判明しました。本件につきましては、監査等委員会及び取締役会等を通じて、当社を挙げて再発防止に取り組んでいることを確認しており、今後も引き続き、再発防止策が着実に実行されるよう注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社東光高岳 監査等委員会

常勤監査等委員	黒澤義則	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	武谷典昭	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	高田裕一郎	Ⓔ

以上

第10回定時株主総会 会場ご案内図

会場 **学士会館会議室 (2階)** 東京都千代田区神田錦町三丁目28番地 TEL 03-3292-5936



会場までのご案内

- 都営三田線 → 神保町駅 **A9出口** から徒歩1分
- 都営新宿線／東京メトロ半蔵門線 → 神保町駅 **A7出口** から徒歩3分
- 東京メトロ東西線 → 竹橋駅 **3a出口** から徒歩5分